

## 鹿児島県文化財保存活用大綱策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2の規定に基づく鹿児島県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）を定めるに当たり、必要な事項を検討するため、鹿児島県文化財保存活用大綱策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大綱の内容検討に関すること
- (2) その他大綱の策定に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は10人以内の委員で構成する。

- (1) 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- (3) 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事項が終了する日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 会議の議長は委員長が務める。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、委員会での協議の上、非公開とすることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、鹿児島県教育委員会事務局文化財課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り、これを定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、鹿児島県教育委員会教育長が招集する。

